令和8年度水質検査計画
菅平グリーン別荘

1　基本方針

(1) 検査地点は、水道法で検査が義務付けられている給水栓とする。
(2) 検査項目は水質基準項目、維持管理上必要な項目及び水源の状況を把握するのに必要な項目とする。
(3) 省略可能な項目については、水源周囲に汚染原因となる施設等が存在せず、かつ過去3年間のデータが基準値の1/2を超えた事の無い項目については、3年に1回とする。(令和8度実施予定)
(4) 給水栓の検査頻度については水道法に基づき、毎日検査及び月１回及び年4回行う省略不可項目を実施する。その他の項目については毎事業年度ごとに選定し実施する。
(5) 水源の検査頻度については、状況に応じて設定する。
(6) 原水については[水道水におけるクリプトスポリジウム等対策指針](平成19年3月31日付け厚生労働省　建水発0330005号)により管理を行う。

2　水道事業の概要

(1) 給水状況

1　給水区域　菅平グリーン別荘一帯
2　給水人口　48人
　約　　人
③　一日最大配水量　　m^3(令和7年度)
　一日平均配水量　　m^3(令和7年度)

(2) 水源の名称及び種別

菅平グリーン別荘水道
地下水

(3) 浄水処理方法

水源	配水能力	処理方法
水源	m^3/日	塩素滅菌のみ

3　原水及び浄水の水質状況

(1)　水質の変動は小さく安定している。
　　その他については良好な水質を保っている。

4　検査地点
(1) 給水栓
　　給水栓1ヶ所を設定し検査を行う。
　　毎日検査についても同様に設定し、検査を行う。

5　水質検査項目と検査頻度
(1) 給水栓
　　水質検査項目
　　毎日検査については、表１に示す１日１回行う検査項目について検査を行う。
　　表2の水質基準項目52項目ついて検査を行う。

　　検査頻度
　　表2の項目No１、２、11，39、47～52については、月１回検査を行う。
　　表2のNo10及び22から32については、年４回検査を行う。
　　その他の項目については3年に１回実施する。
　　今年度PFOS及びPFOAが水質基準に追加されたので、浄水全52項目において検査を実施する。

(2) 水源
　　水質検査項目及び検査頻度
　　原水全項目を年１回、実施する。
　　水源の維持管理上必要な項目及び水源の状況を把握するのに必要な項目について検査を行う。
　　（別添1参照）
　　クリプトスポリジウム対策指標菌の検査を３ヶ月に１回、定期的に行う。（レベル２）
　　その他については水源の状況に応じて検査を行う。
　　冬季については採取不可能なので実施しない。

6　臨時の水質検査
　臨時の水質検査は次のような場合に行う。
(1) 水源の水質が著しく悪化したとき
(2) 水源に異常があったとき
(3) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
(4) 浄水過程に異常があったとき
(5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
　　水質検査項目は基本的に全項目とするが、状況に応じて項目を決定する。

7　水質検査の自己/委託の区分
　水質検査・成績書の発行までの業務を水道法第２０条登録機関に委託します。委託先は精度と信頼性を考慮し、①飲料水検査項目についてのISO17025取得検査機関、②水質基準全51項目及びｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを自社分析できる検査機関、③事故等の発生時に、遅くとも１時間以内に対応でき、検査結果を少なくとも３日で出せる検査体制が整備されている検査機関、④豪雨、地震災害等による検査機能の損害に備え、県内に同一組織に属する検査機関で保管体制を構築している検査機関を原則として選定します。

⑤クリプトスポリジウム等の分析機関として、セカンドオピニオン制度の登録機関である機関を原則として選定します。
⑥須坂市と水道水質における災害時の検査協定を結んでいる機関であること。
以上から(一社)長野市薬剤師会を選定しました。

8　水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年作成し、文書で公表する。給水栓の検査結果については文書で公表する。なお、水質検査計画については毎年見直しを行い、状況に応じてそのつど改正するものとする。

9　水質検査結果の評価

水質基準は水道水が満たすべき水質上の要件であり、水道水すべてについて満たされる必要がある。従って、検査結果の評価は検査ごとに行い、基準を超えている場合には直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保する。

10　関係者との連携

水源等で水質汚染事故が発生した場合、検査機関、市保健所等と情報交換を図りながら、現地調査を行い、必要に応じて水質検査を行う。

表1

	1日1回行う検査項目	評価	検査頻度（回/年）
1	色	異常なし	365
2	濁り	異常なし	365
3	異常な臭味	異常なし	365
4	消毒の残留効果 （残留塩素）	0.1mg/l以上	365

水質基準等 表2

番号	項目	検査頻度	単位	基準値	下限値	検査回数の減	省略の可否
1	一般細菌	1回／月	CFU/ml	100個/ml	0	不可	不可
2	大腸菌	1回／月	mg/l	不検出	陽性		
3	カドミウム及びその化合物	1回／3月	mg/l	0.003	0.0003	注2	注4
4	水銀及びその化合物	1回／3月	mg/l	0.0005	0.00005		
5	セレン及びその化合物	1回／3月	mg/l	0.01	0.001		
6	鉛及びその化合物	1回／3月	mg/l	0.01	0.001		注5
7	ヒ素及びその化合物	1回／3月	mg/l	0.01	0.001		注4
8	六価クロム化合物	1回／3月	mg/l	0.02	0.002		注5
9	亜硝酸態窒素	1回／3月	mg/l	0.04	0.004		不可
10	シアン化物及び塩化シアン	1回／3月	mg/l	0.01	0.001	不可	不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回／3月	mg/l	10	0.1	注2	不可
12	フッ素及びその化合物	1回／3月	mg/l	0.8	0.05		注4
13	ホウ素及びその化合物	1回／3月	mg/l	1	0.02		
14	四塩化炭素	1回／3月	mg/l	0.002	0.0002		注6
15	1.4-ジオキサン	1回／3月	mg/l	0.05	0.001		
16	シス-1.2-ジクロロエチレン及びトランス-1.2-ジクロロエチレン	1回／3月	mg/l	0.04	0.0002		
17	ジクロロメタン	1回／3月	mg/l	0.02	0.0005		
18	テトラクロロエチレン	1回／3月	mg/l	0.01	0.0002		
19	トリクロロエチレン	1回／3月	mg/l	0.01	0.0002		
20	PFOS及びPFOA	1回／3月	mg/l	0.000050	0.000005	注3	注7
21	ベンゼン	1回／3月	mg/l	0.01	0.0005	注2	注6
22	塩素酸	1回／3月	mg/l	0.6	0.06	不可	不可
23	クロロ酢酸	1回／3月	mg/l	0.02	0.002		
24	クロロホルム	1回／3月	mg/l	0.06	0.001		
25	ジクロロ酢酸	1回／3月	mg/l	0.03	0.002		
26	ジブロモクロロメタン	1回／3月	mg/l	0.1	0.001		
27	臭素酸	1回／3月	mg/l	0.01	0.001		
28	総トリハロメタン	1回／3月	mg/l	0.1	0.001		
29	トリクロロ酢酸	1回／3月	mg/l	0.03	0.002		
30	ブロモジクロロメタン	1回／3月	mg/l	0.03	0.001		
31	ブロモホルム	1回／3月	mg/l	0.09	0.001		
32	ホルムアルデヒド	1回／3月	mg/l	0.08	0.008		
33	亜鉛及びその化合物	1回／3月	mg/l	1	0.005	注2	注5
34	アルミニウム及びその化合物	1回／3月	mg/l	0.2	0.02		
35	鉄及びその化合物	1回／3月	mg/l	0.3	0.03		
36	銅及びその化合物	1回／3月	mg/l	1	0.01		
37	ナトリウム及びその化合物	1回／3月	mg/l	200	0.1		注4
38	マンガン及びその化合物	1回／3月	mg/l	0.05	0.005		
39	塩化物イオン	1回／月	mg/l	200	0.2	不可	不可
40	カルシウム,マグネシウム等(硬度)	1回／3月	mg/l	300	1	注2	注4
41	蒸発残留物	1回／3月	mg/l	500	1		
42	陰イオン界面活性剤	1回／3月	mg/l	0.2	0.02		
43	ジェオスミン	原因藻類発生時期に月に1回以上	μg/l	0.01	0.001	不可	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可
44	2-メチルイソボルネオール	原因藻類発生時期に月に1回以上	μg/l	0.01	0.001		
45	非イオン界面活性剤	1回／3月	mg/l	0.02	0.005	注2	注4
46	フェノール類	1回／3月	mg/l	0.005	0.0005		
47	有機物	1回／月	mg/l	3	0.2	不可	不可
48	pH値	1回／月		5.8～8.6			
49	味	1回／月	異常でない				
50	臭気	1回／月	異常でない				
51	色度	1回／月	度	5	0.5		
52	濁度	1回／月	度	2	0.1		

注2　水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

注3　簡易水道及び専用水道において、当該事項についての過去の検査結果により当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、概ね6か月に1回以上と、当該事項についての過去の検査結果及び原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合には、近傍の地域における地下水の状況を含む。）を勘案して、当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、概ね1年に1回以上と、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間における当該事項についての検査結果がすべて基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。
ただし、過去1年間における当該事項についての検査結果が基準値の5分の1を超えた場合は、概ね3か月に1回以上とする。

注4　当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注5　当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注6　当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注7　水道用水供給事業者等から供給を受ける水のみを水源とし、当該水道用供給事業者等の検査結果が基準値の5分の1以下であり、かつ、自ら検査を実施し、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合、省略可。ただし、過去1年間における当該事項についての検査結果が基準値の5分の1を超えた場合は、概ね3か月に1回以上とする。

149菅平グリーン別荘

番号	定期検査項目	検査頻度	基準値	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	最大値	基準値との比較 1／5以下 1回／年	1／10以下 1回／3年	1/2以下 1回／3年	1／2以上 基本頻度	検査頻度
1	一般細菌	1回/月	100個/ml						0					1回／月
2	大腸菌	1回/月	不検出						0					1回／月
3	カドミウム及びその化合物	1回/3月	0.01						0			○		1回/3年
4	水銀及びその化合物	1回/3月	0.0005						0			○		1回/3年
5	セレン及びその化合物	1回/3月	0.01						0			○		1回/3年
6	鉛及びその化合物	1回/3月	0.01						0			○		1回/3年
7	砒素及びその化合物	1回/3月	0.01						0			○		1回/3年
8	六価クロム	1回/3月	0.05						0			○		1回/3年
9	亜硝酸態窒素	1回/3月	0.04						0					1回/3月
10	シアン化物及び塩化シアン	1回/3月	0.01						0					1回/3月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/3月	10		0.2	0.2	0.2		0.2					1回/3月
12	フッ素及びその化合物	1回/3月	0.8			0.06			0.06			○		1回/3年
13	ホウ素及びその化合物	1回/3月	1.0						0			○		1回/3年
14	四塩化炭素	1回/3月	0.002						0			○		1回/3年
15	1.4-ジオキサン	1回/3月	0.05						0			○		1回/3年
16	シス-1.2-ジクロロエチレン	1回/3月	0.04						0			○		1回/3年
17	ジクロロメタン	1回/3月	0.02						0			○		1回/3年
18	テトラクロロエチレン	1回/3月	0.01						0			○		1回/3年
19	トリクロロエチレン	1回/3月	0.01						0			○		1回/3年
20	PFOS及びPFOA	1回/3月	0.00005				0	0	0			○		1回/3年
21	ベンゼン	1回/3月	0.01						0			○		1回/3年
22	塩素酸	1回/3月	0.6						0					1回／3月
23	クロロ酢酸	1回/3月	0.02						0					1回／3月
24	クロロホルム	1回/3月	0.06						0					1回／3月
25	ジクロロ酢酸	1回/3月	0.04						0					1回／3月
26	ジブロモクロロメタン	1回/3月	0.1						0					1回／3月
27	臭素酸	1回/3月	0.01						0					1回／3月
28	総トリハロメタン	1回/3月	0.1						0					1回／3月
29	トリクロロ酢酸	1回/3月	0.2						0					1回／3月
30	ブロモジクロロメタン	1回/3月	0.03						0					1回／3月
31	ブロモホルム	1回/3月	0.09						0					1回／3月
32	ホルムアルデヒド	1回/3月	0.08						0					1回／3月
33	亜鉛及びその化合物	1回/3月	1.0			0.012			0.012			○		1回/3年
34	アルミニウム及びその化合物	1回/3月	0.2						0			○		1回/3年
35	鉄及びその化合物	1回/3月	0.3						0			○		1回/3年
36	銅及びその化合物	1回/3月	1.0						0			○		1回/3年
37	ナトリウム及びその化合物	1回/3月	200			4.4			4.4			○		1回/3年
38	マンガン及びその化合物	1回/3月	0.05						0			○		1回/3年
39	塩化物イオン	1回/月	200						0					1回／月
40	カルシウム マグネシウム等(硬度)	1回/3月	300			24			24			○		1回/3年
41	蒸発残留物	1回/3月	500			87			87			○		1回/3年
42	陰イオン界面活性剤	1回/3月	0.2						0			○		1回/3年
43	ジェオスミン	原因藻類発生時期に月に1回以上	0.00001						0			○		1回/3年
44	2-メチルイソボルネオール	原因藻類発生時期に月に1回以上	0.00001						0			○		1回/3年
45	非イオン界面活性剤	1回/3月	0.02						0			○		1回/3年
46	フェノール類	1回/3月	0.005						0			○		1回/3年
47	有機物	1回/月	5						0					1回／月
48	pH値	1回/月	5.8～8.6						0					1回／月
49	味	1回/月	異常でない						0					1回／月
50	臭気	1回/月	異常でない						0					1回／月
51	色度	1回/月	5						0					1回／月
52	濁度	1回/月	2						0					1回／月
毎1	色													1回／日
毎2	濁り													1回／日
毎3	消毒の残留効果													1回／日

※検出限界値未満及び基準値の1/10未満の数値はデータの入力はしておりません。

菅平グリーン別荘　原水指標菌結果

検査年度 / 検査項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年	令和元年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	原水	原水	原水	原水	原水	原水	原水	原水	原水	原水	原水	原水	原水	原水	原水	原水	原水	原水	原水
大腸菌	0	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
嫌気性芽胞菌(CFU/100ml	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

別添１　水質管理目標設定項目

	項目	目標値	検査方法
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg／Ｌ以下	水素化物発生―原子吸光光度法、水素化物発生―ＩＣＰ法、ＩＣＰ―ＭＳ法
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg／Ｌ以下（暫定）	ＩＣＰ―ＭＳ法、固相抽出―ＩＣＰ法
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg／Ｌ以下	フレームレス―原子吸光光度法、ＩＣＰ法、ＩＣＰ―ＭＳ法
4	削除	削除	削除
5	１，２―ジクロロエタン	0.004mg／Ｌ以下	ＰＴ―ＧＣ―ＭＳ法、ＨＳ―ＧＣ―ＭＳ法
6	削除	削除	削除
7	削除	削除	削除
8	トルエン	0.4mg／Ｌ以下	ＰＴ―ＧＣ―ＭＳ法、ＨＳ―ＧＣ―ＭＳ法
9	フタル酸ジ（２―エチルヘキシル）	0.08mg／Ｌ以下	溶媒抽出―ＧＣ―ＭＳ法
10	亜塩素酸	0.6mg／Ｌ以下	イオンクロマトグラフ法、イオンクロマトグラフ―ポストカラム吸光光度法、液体クロマトグラフ―質量分析法
11	削除	削除	削除
12	二酸化塩素	0.6mg／Ｌ以下	イオンクロマトグラフ法、イオンクロマトグラフ―ポストカラム吸光光度法
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg／Ｌ以下（暫定）	溶媒抽出―ＧＣ―ＭＳ法
14	抱水クロラール	0.02mg／Ｌ以下（暫定）	溶媒抽出―ＧＣ―ＭＳ法
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、１以下	農薬ごとに定められた方法による
16	残留塩素	1mg／Ｌ以下	ジエチル―ｐ―フェニレンジアミン法、電流法、吸光光度法、連続自動測定機器による吸光光度法、ポーラログラフ法、携帯型残留塩素計測定法
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg／Ｌ以上100mg／Ｌ以下	フレーム―原子吸光光度法、ＩＣＰ法、イオンクロマトグラフ法、滴定法
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg／Ｌ以下	フレームレス―原子吸光光度法、ＩＣＰ法、ＩＣＰ―ＭＳ法
19	遊離炭酸	20mg／Ｌ以下	滴定法
20	１，１，１―トリクロロエタン	0.3mg／Ｌ以下	ＰＴ―ＧＣ―ＭＳ法、ＨＳ―ＧＣ―ＭＳ法
21	メチル―*t*―ブチルエーテ	0.02mg／Ｌ以下	ＰＴ―ＧＣ―ＭＳ法、ＨＳ―Ｇ

	ル		C—MS法
22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3mg／L 以下	滴定法
23	臭気強度（TON）	3 以下	官能法
24	蒸発残留物	30mg／L 以上 200mg／L 以下	重量法
25	濁度	1 度以下	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、散乱光測定法、透過散乱法
26	pH値	7.5 程度	ガラス電極法、連続自動測定機器によるガラス電極法
27	腐食性（ランゲリア指数）	−1 程度以上とし、極力 0 に近づける	計算法
28	従属栄養細菌	1ml の検水で形成される集落数が 2,000 以下（暫定）	R2A寒天培地法
29	1，1—ジクロロエチレン	0.1mg／L 以下	PT—GC—MS法、HS—GC—MS法
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg／L 以下	フレームレス—原子吸光光度法、ICP法、ICP—MS法
31	削除	削除	削除

別添2　農薬類（水質管理目標設定項目 15）の対象農薬リスト

番号	農薬名	用途	目標値 (mg/L)	検査方法
1	1，3—ジクロロプロペン（D—D） 注1）	殺虫剤	0.05	PT—GC—MS法、HS—GC—MS法
2	2，2—DPA（ダラポン）	除草剤	0.08	LC—MS法
3	2，4—D（2，4—PA）	除草剤	0.02	固相抽出—誘導体化—GC—MS法、固相抽出—LC—MS法、LC—MS法
4	EPN 注2）	殺虫剤	0.004	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
5	MCPA	除草剤	0.005	LC—MS法
6	アシュラム	除草剤	0.9	固相抽出—HPLC法、固相抽出—LC—MS法、LC—MS法
7	アセフェート	殺虫剤 殺菌剤	0.006	LC—MS法
8	アトラジン	除草剤	0.01	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
9	アニロホス	除草剤	0.003	固相抽出—GC—MS法、

				ＬＣ―ＭＳ法
10	アミトラズ	殺虫剤	0.006	ＬＣ―ＭＳ法
11	アラクロール	除草剤	0.03	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
12	イソキサチオン 注２）	殺虫剤	0.005	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
13	イソフェンホス 注２）	殺菌剤	0.001	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
14	イソプロカルブ（ＭＩＰＣ）	殺虫剤	0.01	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
15	イソプロチオラン（ＩＰＴ）	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0.3	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
16	イプフェンカルバゾン	除草剤	0.002	ＬＣ―ＭＳ法
17	イプロベンホス（ＩＢＰ）	殺菌剤	0.09	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
18	イミノクタジン	殺虫剤 殺菌剤	0.006	固相抽出―ＨＰＬＣ―ポストカラム法、溶媒抽出―ＨＰＬＣ―ポストカラム法、固相抽出―ＬＣ―ＭＳ法
19	インダノファン	除草剤	0.009	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
20	エスプロカルブ	除草剤	0.03	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
21	エトフェンプロックス	殺虫剤 殺菌剤	0.08	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
22	エンドスルファン（ベンゾエピン） 注３）	殺虫剤	0.01	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法
23	オキサジクロメホン	除草剤	0.02	ＬＣ―ＭＳ法
24	オキシン銅（有機銅）	殺虫剤 殺菌剤	0.03	固相抽出―ＬＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
25	オリサストロビン 注４）	殺虫剤 殺菌剤	0.1	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
26	カズサホス	殺虫剤	0.0006	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
27	カフェンストロール	殺虫剤 除草剤	0.008	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
28	カルタップ 注５）	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.08	ＬＣ―ＭＳ法
29	カルバリル（ＮＡＣ）	殺虫剤	0.02	固相抽出―ＨＰＬＣ法、ＨＰＬＣ―ポストカラム法、

				固相抽出―ＬＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
30	カルボフラン	代謝物	0.0003	固相抽出―ＬＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
31	キノクラミン（ＡＣＮ）	除草剤	0.005	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
32	キャプタン	殺菌剤	0.3	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法
33	クミルロン	除草剤	0.03	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
34	グリホサート 注６）	除草剤	2	誘導体化―ＨＰＬＣ法、ＨＰＬＣ―ポストカラム法、誘導体化―固相抽出―ＬＣ―ＭＳ法
35	グルホシネート	除草剤 植物成長調整剤	0.02	誘導体化―固相抽出―ＬＣ―ＭＳ法
36	クロメプロップ	除草剤	0.02	ＬＣ―ＭＳ法
37	クロルニトロフェン（ＣＮＰ） 注７）	除草剤	0.0001	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法
38	クロルピリホス 注２）	殺虫剤	0.003	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
39	クロロタロニル（ＴＰＮ）	殺虫剤 殺菌剤	0.05	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
40	シアナジン	除草剤	0.001	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
41	シアノホス（ＣＹＡＰ）	殺虫剤	0.003	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
42	ジウロン（ＤＣＭＵ）	除草剤	0.02	固相抽出―ＬＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
43	ジクロベニル（ＤＢＮ）	除草剤	0.03	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法
44	ジクロルボス（ＤＤＶＰ）	殺虫剤	0.008	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
45	ジクワット	除草剤	0.01	固相抽出―ＨＰＬＣ法、固相抽出―ＬＣ―ＭＳ法
46	ジスルホトン（エチルチオメトン）	殺虫剤	0.004	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
47	ジチオカルバメート系農薬 注８）	殺虫剤 殺菌剤	0.005（二硫化炭素として）	ＨＳ―ＧＣ―ＭＳ法
48	ジチオピル	除草剤	0.009	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
49	シハロホップブチル	除草剤	0.006	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法
50	シマジン（ＣＡＴ）	除草剤	0.003	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
51	ジメタメトリン	除草剤	0.02	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、

				ＬＣ―ＭＳ法
52	ジメトエート	殺虫剤	0.05	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
53	シメトリン	除草剤	0.03	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
54	ダイアジノン 注２）	殺虫剤 殺菌剤	0.003	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
55	ダイムロン	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.8	固相抽出―ＬＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
56	ダゾメット、メタム（カーバム）及びメチルイソチオシアネート 注９）	殺菌剤	0.01（メチルイソチオシアネートとして）	ＰＴ―ＧＣ―ＭＳ法
57	チアジニル	殺虫剤 殺菌剤	0.1	ＬＣ―ＭＳ法
58	チウラム	殺虫剤 殺菌剤	0.02	固相抽出―ＬＣ―ＭＳ法
59	チオジカルブ	殺虫剤	0.08	固相抽出―ＬＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
60	チオファネートメチル	殺虫剤 殺菌剤	0.3	固相抽出―ＨＰＬＣ法、固相抽出―ＬＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
61	チオベンカルブ	除草剤	0.02	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
62	テフリルトリオン	除草剤	0.002	ＬＣ―ＭＳ法
63	テルブカルブ（ＭＢＰＭＣ）	除草剤	0.02	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
64	トリクロピル	除草剤	0.006	固相抽出―誘導体化―ＧＣ―ＭＳ法、固相抽出―ＬＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
65	トリクロルホン（ＤＥＰ）	殺虫剤	0.005	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
66	トリシクラゾール	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0.1	固相抽出―ＬＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
67	トリフルラリン	除草剤	0.06	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
68	ナプロパミド	除草剤	0.03	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
69	パラコート	除草剤	0.01	固相抽出―ＬＣ―ＭＳ法
70	ピペロホス	除草剤	0.0009	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
71	ピラクロニル	除草剤	0.01	ＬＣ―ＭＳ法

72	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、 ＬＣ―ＭＳ法
73	ピラゾリネート（ピラゾレート）	除草剤	0.02	ＬＣ―ＭＳ法
74	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、 ＬＣ―ＭＳ法
75	ピリブチカルブ	除草剤	0.02	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、 ＬＣ―ＭＳ法
76	ピロキロン	殺虫剤 殺菌剤	0.05	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、 ＬＣ―ＭＳ法
77	フィプロニル	殺虫剤 殺菌剤	0.0005	固相抽出―ＬＣ―ＭＳ法、 ＬＣ―ＭＳ法
78	フェニトロチオン（ＭＥＰ）　注２）	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0.01	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、 ＬＣ―ＭＳ法
79	フェノブカルブ（ＢＰＭＣ）	殺虫剤 殺菌剤	0.03	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、 ＬＣ―ＭＳ法
80	フェリムゾン	殺虫剤 殺菌剤	0.05	ＬＣ―ＭＳ法
81	フェンチオン（ＭＰＰ）注10)	殺虫剤	0.006	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、 固相抽出―ＬＣ―ＭＳ法、 ＬＣ―ＭＳ法
82	フェントエート（ＰＡＰ）	殺虫剤 殺菌剤	0.007	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、 ＬＣ―ＭＳ法
83	フェントラザミド	除草剤	0.01	ＬＣ―ＭＳ法
84	フサライド	殺虫剤 殺菌剤	0.1	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、 ＬＣ―ＭＳ法
85	ブタクロール	除草剤	0.03	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、 ＬＣ―ＭＳ法
86	ブタミホス 注２）	除草剤	0.02	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、 ＬＣ―ＭＳ法
87	ブプロフェジン	殺虫剤 殺菌剤	0.02	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、 ＬＣ―ＭＳ法
88	フルアジナム	殺菌剤	0.03	ＬＣ―ＭＳ法
89	プレチラクロール	除草剤	0.05	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、 ＬＣ―ＭＳ法
90	プロシミドン	殺菌剤	0.09	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、 ＬＣ―ＭＳ法
91	プロチオホス 注２）	殺虫剤	0.007	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法
92	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、 ＬＣ―ＭＳ法
93	プロピザミド	除草剤	0.05	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、 ＬＣ―ＭＳ法

94	プロベナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.03	固相抽出―ＬＣ―ＭＳ法
95	ブロモブチド	殺虫剤 除草剤	0.1	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、 ＬＣ―ＭＳ法
96	ベノミル 注11）	殺菌剤	0.02	固相抽出―ＬＣ―ＭＳ法、 ＬＣ―ＭＳ法
97	ペンシクロン	殺虫剤 殺菌剤	0.1	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、 ＬＣ―ＭＳ法
98	ベンゾビシクロン	除草剤	0.09	ＬＣ―ＭＳ法
99	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005	ＬＣ―ＭＳ法
100	ベンタゾン	除草剤	0.2	固相抽出―誘導体化―ＧＣ―ＭＳ法、固相抽出―ＬＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
101	ペンディメタリン	除草剤 植物成長調整剤	0.3	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、 ＬＣ―ＭＳ法
102	ベンフラカルブ	殺虫剤 殺菌剤	0.02	固相抽出―ＬＣ―ＭＳ法、 ＬＣ―ＭＳ法
103	ベンフルラリン（ベスロジン）	除草剤	0.01	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、 ＬＣ―ＭＳ法
104	ベンフレセート	除草剤	0.07	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、 ＬＣ―ＭＳ法
105	ホスチアゼート	殺虫剤	0.005	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、 ＬＣ―ＭＳ法
106	マラチオン（マラソン）注２）	殺虫剤	0.7	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、 ＬＣ―ＭＳ法
107	メコプロップ（ＭＣＰＰ）	除草剤	0.05	固相抽出―誘導体化―ＧＣ―ＭＳ法、固相抽出―ＬＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
108	メソミル	殺虫剤	0.03	ＨＰＬＣ―ポストカラム法、固相抽出―ＬＣ―ＭＳ法、ＬＣ―ＭＳ法
109	メタラキシル	殺虫剤 殺菌剤	0.2	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、 ＬＣ―ＭＳ法
110	メチダチオン（ＤＭＴＰ）注２）	殺虫剤	0.004	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、 ＬＣ―ＭＳ法
111	メトミノストロビン	殺虫剤 殺菌剤	0.04	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、 ＬＣ―ＭＳ法
112	メトリブジン	除草剤	0.03	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、 ＬＣ―ＭＳ法
113	メフェナセット	除草剤	0.02	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、 ＬＣ―ＭＳ法
114	メプロニル	殺虫剤 殺菌剤	0.1	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、 ＬＣ―ＭＳ法

115	モリネート	除草剤	0.005	固相抽出―ＧＣ―ＭＳ法、 ＬＣ―ＭＳ法

注１）１，３―ジクロロプロペン（D―D）の濃度は、異性体であるシス―１，３―ジクロロプロペン及びトランス―１，３―ジクロロプロペンの濃度を合計して算出すること。
注２）有機リン系農薬のうち、ＥＰＮ、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、フェニトロチオン（ＭＥＰ）、ブタミホス、プロチオホス、マラチオン（マラソン）及びメチダチオン（ＤＭＴＰ）の濃度については、それぞれのオキソン体の濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、そのオキソン体それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
注３）エンドスルファン（ベンゾエピン）の濃度は、異性体であるα―エンドスルファン及びβ―エンドスルファンに加えて、代謝物であるエンドスルフェート（ベンゾエピンスルフェート）も測定し、α―エンドスルファン及びβ―エンドスルファンの濃度とエンドスルフェート（ベンゾエピンスルフェート）の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
注４）オリサストロビンの濃度は、代謝物である（５Ｚ）―オリサストロビンの濃度も測定し、原体の濃度と（５Ｚ）―オリサストロビンの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
注５）カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。
注６）グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸（ＡＭＰＡ）も測定し、原体の濃度とアミノメチルリン酸（ＡＭＰＡ）の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
注７）クロルニトロフェン（ＣＮＰ）の濃度は、アミノ体の濃度も測定し、原体の濃度とアミノ体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
注８）ジチオカルバメート系農薬の濃度は、ジネブ、ジラム、チウラム、プロピネブ、ポリカーバメート、マンゼブ（マンコゼブ）及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出すること。
注９）ダゾメット、メタム（カーバム）及びメチルイソチオシアネートの濃度は、メチルイソチオシアネートとして測定すること。
注 10）フェンチオン（ＭＰＰ）の濃度は、酸化物であるＭＰＰスルホキシド、ＭＰＰスルホン、ＭＰＰオキソン、ＭＰＰオキソンスルホキシド及びＭＰＰオキソンスルホンの濃度も測定し、フェンチオン（ＭＰＰ）の原体の濃度と、その酸化物それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
注 11）ベノミルの濃度は、メチル―２―ベンツイミダゾールカルバメート（ＭＢＣ）として測定し、ベノミルに換算して算出すること。

令和8年度水質検査予定　菅平グリーン別荘水道

	浄水	原水
4/9	定期9項目　硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 亜硝酸態窒素	クリプトスポリジウム指標菌
5/14	定期9項目　硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 亜硝酸態窒素	
	消毒副生成物及びシアン	
6/4	定期9項目　硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 亜硝酸態窒素	
7/9	定期9項目　硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 亜硝酸態窒素	クリプトスポリジウム指標菌
8/6	全５２項目	
9/3	定期9項目　硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 亜硝酸態窒素　PFOS及びPFOA	原水全41項目
10/8	定期9項目　硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 亜硝酸態窒素	クリプトスポリジウム指標菌
11/12	定期9項目　硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 亜硝酸態窒素	
	消毒副生成物及びシアン	
12/3	定期9項目　硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 亜硝酸態窒素	
1/14	定期9項目　硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 亜硝酸態窒素	
2/4	定期9項目　硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 亜硝酸態窒素	
	消毒副生成物及びシアン	
3/4	定期9項目　硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 亜硝酸態窒素	